駐在所耐震性能調査等業務委託仕様書

１．委 託 業 務 の 名 称　　　駐在所耐震性能調査等業務委託

２．調査業務内容　　　　　・旧・新耐震基準の駐在所：耐震診断・補強設計

・2000年耐震基準の駐在所：被災度区分判定調査

３．調査施設　　　 　詳細は別紙のとおり

４．履行期 限　　　 令和７年７月３１日

５．目的　　　　 本業務は、能登半島地震により被災した駐在所の被災状況を確認し、継続使用を検討するにあたって必要となる復旧工事や耐震補強工事を行うための調査を行うものとする。

６．技術基準　　　　

１）耐震診断・補強計画

・(一財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2012年改訂版)

　　　・国土交通省「建築物の構造関係技術基準解説書」(2020年版)

　　　 ・(一社)石川県建築士事務所協会「耐震診断報告書作成の手引き」（令和4年6月）

２）被災度区分判定

「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(2015年改訂版)

７．調査方法

１）耐震診断・補強設計

　　　（１）現地調査

上記基準に示された調査を実施する。特に上部構造中の見え隠れする構造部材の損傷の有無を、天井・床下点検口などから確認するものとする。その状況を写真で記録するとともに、損傷が確認された場合は、その原因が地震または劣化のどちらによるものか判定し、写真・報告書にそのコメントを加える。

（２）方法

　　　　　　まずは上記基準に示された一般診断（精算法・偏心率法）を実施して耐震性能を調査する。その結果を県に報告し、耐震補強の要否を協議するものとし、補強が必要と判断されたものは精密診断・補強計画を行う。補強が不要と判断されたものは診断・補強計画の業務を取りやめる（契約を減額変更する）。それら調査結果については（一社）石川建築士事務所協会内で構造技術者の検証を受けるものとする。

　　　（３）発注者から受注者へ貸与する資料は下記のとおりである。

設計図（または竣工図）ほか、工事写真、CADデータ（施設ごとの貸与資料の有無は別紙のとおり）

（４）報告書

A.耐震診断業務

　　　 上記基準に示された「耐震診断報告書作成の手引き」に準ずるものとする。

　　　　　B.補強計画業務

上記基準に示された「耐震診断報告書作成の手引き」に準ずるものとし、ほか以下を作成する。

　　 　　　・補強工事期間算定～工程表作成（バーチャート）　　　（詳細は決定者に後日連絡）

　　　　　・概算工事費

（５）補強計画留意事項

①耐震補強壁増設位置計画は、委託者の指示のもとに建物管理者と協議のうえ作業を行う。

　　　②耐震補強目標は、建築基準法で定める耐震性能と同等とする。

③補強計画にあたっては下記事項に留意し、建物の構造特性、経済性、施工性、工事期間中の建物利用形態等を勘案のうえ補強計画を作成するものとする。

　　　　・耐震性能向上を図るため効果的な耐震補強壁の配置、工法の選定。

　　　・ローコスト化を図る（低コスト工法など）。

　　　・現場作業の省力化、現場作業時間の短縮を図る工法の選定。

　　　・一般的な耐震補強壁による補強以外の新しい補強工法の検討。なお、補強工法の計画にあたっては、パターン化・標準化を図るようつとめる。

　　 ④建築基準法等関係法令を遵守するとともに、建物機能を勘案のうえ計画する。

　　⑤補強効果の概算を求め、県が指示する耐震補強目標性能以上となることを確認する。

　　 ⑥補強に要する工事期間を算定し、工事工程表を作成する。なお、作成にあたっては工事期間中の建物利用形態等を勘案のうえ作成する。

　　⑦補強に必要な工事費概算（直接工事費）を積算する。

　　　 　　　a耐震壁等による補強工事費の積算範囲は、県担当者と協議のうえ工事範囲を特定し、耐震壁等増設費だけでなく、補強に伴う内外の仕上げ・設備等を含めた撤去・復旧費等必要な工事費を計上する。

　　　b工事範囲とそれ以外の部分との区画等、指定仮設が必要な場合は経費を計上する。

　 　　　c使用単価が建物相互で不統一にならぬように留意する。

　 　　　d補強により室全体の機能が失われる等の場合は、県担当者と協議する。

　　　eその他、必要と思われること。

２）被災度区分判定

（１）現地調査

上記基準に示された調査を実施する。特に上部構造中の見え隠れする構造部材の損傷の有無を、天井・床下点検口などから確認するものとする。その状況を写真で記録するとともに、損傷が確認された場合は、その原因が地震または劣化のどちらによるものか判定し、写真・報告書にそのコメントを加える。

また、代表的な壁・床における傾斜の測定結果・写真をまとめるものとする。

　　（２）方法

　　　　　　基準に示された各項目について調査を行う。ただし、屋根や内外装等の復旧を一部終えている調査対象があるため以下のように対応する。

　　　　　　・復旧が未済の駐在所　　　　：被災度区分を経験最大層間変形角から求める方法

　　　　　　・復旧が一部完了済みの駐在所：被災度区分を損傷率・損傷状況から求める方法

　　　　　　　（施設の復旧状況については別紙を参照すること）

　　　　　　判定結果については（一社）石川県建築士事務所協会内で構造技術者の検証を受けるものとする。

　　　　　　復旧が必要とされた場合、基準に基づく復旧方法及び概算工事費を提示する。

　　（３）発注者から受注者へ貸与する資料は下記のとおりである。

　　　　　設計図（または竣工図）ほか、工事写真、CADデータ（施設ごとの貸与資料の有無は別紙のとおり）

（４）報告書

　　　　　以下のものを２部、遅延なく提出すること。

　　　　　・被災度区分判定調査表

　　　　　・現地調査結果のまとめ（被災箇所図、写真、考察など）

　　　　　・復旧方法及び概算工事費（意匠、構造）

　　　　　・上記報告書を収めたデータディスク（CD-R等）

８．手続書類の提出

１）受注者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

　　ア　着　手　届　　　（別記様式４号）　　　　　　　　　　１部

　　イ　業務工程表　　　（別記様式５号）　　　　　　　　　　１部

　　ウ　主任設計者届　　（別記様式６号）　　　　　　　　　　１部

２）業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合格通知を受けたとき

　　　は遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

　　ア　業務完了報告書　（別記様式７号）　　　　　　　　　　１部

　　イ　業務引渡書　　　（別記様式８号）　　　　　　　　　　１部

　　ウ　請　求　書　　　（別記様式９号）　　　　　　　　　　１部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 追　加　分

建築設計業務等電子納品特記仕様書

１　本業務は電子納品対象業務であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するもので

　ある。ここでいう電子データとは、次表に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて

　作成されたものを指す。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　　　称 | 摘　　　　　　要 |
| 建築工事設計図書作成基準 | 令和２年改定 |
| 建築設備工事設計図書作成基準 | 令和６年改定 |
| 建築設計業務等電子納品要領 | 令和３年改定 |
| 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】 | 令和４年改定 |

　　　基準・要領類のダウンロード：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\_tk2\_000017.html

２　実施内容は以下のとおりとする。

　１）次に示す書類を、従来の紙での納品と別にＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒで１部納品する。

　　①　報告書等

　　②　図面

　２）紙による成果品の納品は、電子データの提出の有無に関わらず、指定部数を提出する。

　３）各種電子納品要領等で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、

　　要領の解釈に疑義がある場合は発注者の担当職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

３　業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。

４　成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。

　１）電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。

　　　　入手先：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\_cals\_denshiseikahin.html

　２）最新のウイルスチェックソフトで、提出物がウイルスに感染していないことを確認すること。